

インターネット販売サイト「出店規約」

北電産業株式会社
2021年4月20日現在

(総則)

第1条 本規約は、北電産業株式会社（以下、「当社」という。）がインターネット上で運営する物品販売サイト（以下、「サイト」という。）における出店に関し、当社と出店申込者（以下、「出店者」という。）との間の契約関係（以下、「本契約」という。）を定めるものである。

(出店の申込)

第2条 出店者は、サイトにおいて商品の販売を希望する場合、本規約を承諾のうえ、当社所定の方法により出店の申し込みを行わなければならない。

(出店の承認)

第3条 当社は、出店者からの申し込みに対し、その内容が適当であると判断した場合、出店を承認する。ただし、以下に該当する場合は承認しないことがある。

- (1) 出店者が、虚偽の事実を申告した場合
- (2) 当社の業務の遂行上または技術上の支障がある場合
- (3) その他、サイトにふさわしくないと判断した場合

(出品の届け出)

第4条 前条に基づく出店の承認後、出店者は、サイトにおいて商品の販売を希望する場合、本規約を承諾のうえ、当社所定の方法により、サイトで表示する商品に関する情報等（以下、「コンテンツ」という）を届け出なければならない。

2. 出店者は、コンテンツの届け出にあたり以下の事項を遵守することとする。
 - (1) 本規約に反する表示内容を届け出ないこと
 - (2) サイトの閲覧者に錯誤を与えるような表現をしないこと
 - (3) 法令によりサイトへの表示を義務付けられた事項は届け出ること

(出品の承認)

第5条 当社は、出店者が届け出たコンテンツに関し、その内容が適当であると判断した場合、出品を承認する。ただし、第12条に該当する恐れがあると判断した場合、承認しないことがある。

2. 当社は、出店者が届け出たコンテンツに関し、必要な書類の提出を求めることができ、出店者はこれに応じなければならない。

(コンテンツの表示)

第6条 当社は、当社が承認したコンテンツの届け出に基づき、出店者に代わりサイトにコンテンツを表示するものとし、出店者は、その表示内容を確認しなければならない。

2. 当社は、第12条に定める事項を除き、出店者からの求めがない限り、コンテンツの表示内容は変更しないものとする。

3. 出店者は、コンテンツの表示内容に関する責任を負うこととし、これに起因し発生した損害は、出店者の負担とする。

(届け出内容の変更)

第7条 出店者は、第2条および第4条により届け出た内容、あるいはサイトに表示されているコンテンツの内容に変更、表示の中断、出品の取り消しが必要となった場合は、同様の手続きで当社に届け出なければならない。

2. 届け出がなかったことにより発生した損害は、出店者の負担とする。

(販売方法)

第8条 当社は、商品の注文、問い合わせおよびその他サイトの利用があった者（以下、「利用者」という）に対して、注文内容の確認、商品の送付、代金の決済およびその他販売に必要な手続きを行う。

2. 当社は、運送会社の手配を行い、当社所定の方法により出店者に対し利用者の注文内容および商品の引渡方法を出店者に連絡する。ただし、出店者による運送方法の指定があった場合、これに限らず、別途協議するものとする。
3. 出店者は、前項の連絡内容を確認のうえ、商品、商品情報の表示、梱包状況の確認およびその他出荷に必要な手続きを行う。
4. 当社が利用者から受理した問い合わせや苦情のうち、出店者による対応が必要な場合、当社は出店者にこれを通知し、出店者は、当社指定の対応内容に基づき遅滞なくこれを処理しなければならない。
5. 出店者の瑕疵により、注文と異なる商品が届いた場合や破損した商品が届いた場合など正当な事由により利用者からの返品があり、当社が利用者へ商品代金を返金した場合は、出店者は返品・返金に関する費用の一切を負担する。

(期間)

第9条 出店の期間は、当社が第3条に基づき出店の申し込みを承認した日から起算して1年間とする。ただし、当社または出店者から期間満了の1か月前までに解約の申し出がない場合は、1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(販売手数料と支払)

第10条 販売手数料は、出店者が出品した商品の売上金額に応じるものとし、商品毎に当社と出店者で協議のうえ、別途取り決める。

2. 利用者からの購入代金は当社が徴収し、出店者は販売価格から販売手数料を差し引いた納入価格を、利用者による購入があった翌月の第5営業日目までに当社へ請求する。
3. 当社は、前項の定めに基づいた出店者からの請求に対し、利用者による購入があった翌月末に、出店者が指定する金融機関の口座へ出店者による振込手数料の負担のもと、振り込むものとする。

(サイト運営の一時中断)

第11条 当社は、以下の場合には出店者への事前通知や承認なしに、サイトの一時的な利用中断を行うことがある。

- (1) サイトを運営するためのサーバー内のシステムの保持、または工事を行う場合
- (2) 天災その他非常事態の発生、または発生する恐れがありサイトが運営できなくなった場合
- (3) サイトの運営上、その他の理由で一時的な掲載の中断を必要と判断した場合

(表示の取り消し・契約の解除)

第12条 当社は出店者が以下に該当する場合、事前に通知することなく、直ちに出品者の情報および出品者に係る全てのコンテンツの表示の取り消し、または契約の解除が出来るものとする。なお、表示の取り消し、契約の解除により出品者に不利益が生じたとしても、当社は一切の責任を負わない。

- (1) 当社への申告、届け出内容に虚偽があった場合
- (2) 当社および、サイトの運営を妨げる行為を行った場合
- (3) 出品者が営業停止になった場合
- (4) 第三者の著作権、財産、名誉またはプライバシー等の権利を侵害する場合
- (5) 公序良俗または法令に違反する場合
- (6) 本契約に違反する場合
- (7) 販売可能な商品がない状態や届け出により表示の中断を行った後、対応連絡がなく5年間経過した場合
- (8) その他、サイトの運営にふさわしくない事象が発生した場合

(著作権等)

第13条 出品者の集合体としてのサイトを含む当社の著作権その他知的財産権は、当社に帰属するものとし、出品・出品に関する著作権その他知的財産権は出品者に帰属するものとする。

(利用者情報)

第14条 出品者は、当社が別途添付する「個人情報の取扱いについて」の内容を遵守し、利用者に関する個人情報を取り扱うものとする。

(秘密保持義務)

第15条 当社および出品者は、本契約に関し相手方から知りえた個人情報、営業秘密その他の秘密情報を開示または遺漏してはならない。

2. 本条の秘密保持義務は、本契約終了後もその効力を有するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 当社および出品者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この出店申し込みをするものでないこと
 - (4) 本契約期間内に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ①相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ②偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 当社または出店者の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 前項(1)または(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項(4)の確約に反する行為をした場合

(免責事項)

- 第17条 出店者がサイトに出演することにより第三者に対して損害を与えた場合、該当の出店者は自己の責任によりこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わない。
2. 当社は、自然災害、回線の輻輳、機器の障害、または保守のための停止等による情報の損失、遅延、誤送、または第三者による情報の改竄や、漏洩等により発生した損害について、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

- 第18条 出店者が、第12条各号に定める事由に該当し、これにより当社に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(出店の解約)

- 第19条 出店者が、サイトへの出店を解約する場合は1か月前までに通知するものとする。

(サイトの終了)

- 第20条 当社が、種々の事情によりサイトを終了する場合、出店者に1か月前までに通知するものとする。

(規約の変更)

- 第21条 当社が必要と判断した場合、出店者の承認を得ることなく本規約を変更できるものとし、変更した場合、出店者に通知することとする。

(その他)

- 第22条 本規約に定めのない事項については、信義誠実の原則に基づき当社と出店者の両者誠意をもって協議するものとする。

個人情報の取扱いについて

北電産業株式会社（以下「当社」という。）と 出店申込者（以下「出店者」という。）とは、個人情報の保護に関する法律の趣旨に従い、個人情報の取扱いについて以下のとおりとする。

第1条（目的）

この規程は、当社がインターネット上で運営する物品販売サイトの商品取扱業務（以下「業務」という。）に伴い、出店者に提供する当社の保有する個人情報の適切な管理に必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条（安全管理対策の実施）

出店者は、個人情報を適切に管理し、個人情報の漏洩、滅失（第7条の場合を除く。）又は毀損を防止するため、別途添付する「個人情報保護要領」に従い、安全管理対策を講じなければならない。

第3条（開示の制限）

出店者は、業務の履行に必要な範囲を超えて個人情報を第三者に開示してはならない。
2 前項にかかわらず、出店者は、業務に必要な範囲内の出店者の従業員に限定して、個人情報を開示することができる。ただし、出店者は、当該従業員に対して、出店者の義務と同様の義務を負わせなければならない。

第4条（再委託）

出店者は、業務の履行に必要な範囲を超えて業務を再委託する場合、当社の事前の承諾を得なければならない。
2 出店者は、業務を再委託し、個人情報を再委託先に開示する場合、再委託先及びその従業員に対して出店者の義務と同様の義務を負わせなければならない。

第5条（目的外使用の禁止）

出店者は、個人情報を当社物品販売サイトの業務以外に使用してはならない。

第6条（複写・複製の禁止）

出店者は、当社の事前の承諾なく、個人情報を複写又は複製してはならない。

第7条（個人情報の返却等）

出店者は、業務が終了した場合、又は業務が継続中であっても個人情報の取扱いに関する業務が終了した場合、当社の指示に従い、複写又は複製した個人情報を含む当社が預託した全ての個人情報を返却又は抹消しなければならない。

第8条（報告）

出店者は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損が発生した場合、直ちに当社に報告しなければならない。

第9条（秘密保持）

出店者は、業務の実施に伴い知り得た個人情報及びその他当社の営業上の秘密を保持する。

第10条（損害賠償）

出店者は、出店者及びその再委託先の故意又は過失により個人情報を漏洩、滅失又は毀損し、甲に損害を与えた場合、その賠償の責を負わなければならない。
2 出店者は、出店者及びその再委託先の故意又は過失により個人情報を漏洩、滅失又は毀損し、第三者に損害を与えた場合、その賠償の責を負い、当社に一切迷惑をかけてはならない。

第11条（契約の解除）

当社は、出店者が本取扱い又は業務の実施にかかる委託契約（以下「委託契約」という。）に違反した場合、本取扱い及び委託契約を直ちに解除することができる。乙は、この場合、直ちに個人情報を当社に返却又は抹消しなければならない。

第12条（協議事項）

本取扱いに定めのない事項又は解釈上の疑義については、当社と出店者の両社誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

個人情報保護要領

本要領は、個人情報の保護の取扱いに基づき、出店者が講じなければならない組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置の具体的な事項を定める。

1. 組織的安全管理措置

(1) 個人情報の安全管理措置を講じるための組織体制の整備

- ① 個人情報保護管理者の設置
- ② 個人情報の取り扱いにおける責任者の設置及び担当者の限定
- ③ 個人情報の漏洩等が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合の、乙の従業員から代表者等への報告連絡体制の整備

(2) 個人情報取扱ルールの策定

- ① 個人情報の保管場所、保管方法、取扱責任者、取扱担当者、社外持ち出しの制限などの取扱ルール（規則、マニュアル、取扱台帳など）を策定し、これに基づく取り扱いを実施

2. 人的安全管理措置

(1) 従業者に対する個人情報の保護に関する契約書に定める事項の説明、教育の実施

(2) 個人情報の取り扱いにおける責任者及び担当者からの個人情報の保護に関する誓約書の受領

3. 物理的安全管理措置

(1) 盗難等の防止

- ① 個人情報を格納した媒体の施錠保管
- ② 離席時の個人情報を記した書類、媒体、携帯可能なコンピュータ等の机上等への放置の禁止
- ③ 離席時のパスワード付きスクリーンセイバ等の起動
- ④ 個人情報を社外で利用する必要がない場合の個人情報の社外持ち出し禁止、やむを得ず社外へ持出す際の盗難・紛失等防止の徹底

(2) 入退室管理

- ① 入退室管理を実施している室内での個人情報を取り扱う業務の実施
- ② 入退室管理を実施している室内への個人情報を取り扱う情報システム等の設置

4. 技術的安全管理措置

- ① 個人情報へのアクセス時の認証
- ② 個人情報を取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策の実施
- ③ 個人情報の移送・送信時の対策の実施
- ④ 個人情報を取り扱う情報システムの動作確認時の対策の実施

以上

<個人情報保護要領の記載項目の一部削除について>

「1.組織的安全管理措置, 2.人的安全管理措置」については, 削除することができない。

「3.物理的安全管理措置」「4.技術的安全管理措置」については, 下表の削除できる条件に該当する場合, 当該項目を削除することができる。

「3.物理的安全管理措置」

項目	削除できる条件
(1) 盗難防止等の措置 ①②及び④	削除不可
③離席時のパスワード付きスクリーンセイバ等の起動	・ 個人情報の取り扱いに情報システムを使用しない場合
(2) 入退室管理	
①入退室管理を実施している室内での個人情報を取り扱う業務の実施	・ 委託業務を実施する場所が, 当社内であり, 当社が入室制限などの措置を実施する場合
②入退室管理を実施している室内への個人情報を取り扱う情報システムなどの設置	・ 委託業務を実施する場所が, 当社内であり, 当社が入室制限などの措置を実施する場合 ・ 個人情報の取り扱いに情報システムを使用しない場合

「4.技術的安全管理措置」

(1)個人情報の取り扱いに情報システムを使用しない場合は, 「4.技術的安全管理措置」の項目全てを削除することができる。

(2)個人情報の取り扱いに情報システムを使用する場合であっても, 以下の削除できる条件に該当する場合は, 削除することができる。

項目	削除できる条件
①個人情報へのアクセス時の認証	・ 当社の情報システムのみを使用して個人情報を取り扱う場合
②個人情報を取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策の実施	・ 当社の情報システムのみを使用して個人情報を取り扱う場合
③個人情報の移送・送信時の対策の実施	・ 移送・送信をしない場合
④個人情報を取り扱う情報システムの動作確認時の対策の実施	・ システム開発, 保守等以外の業務であり, 動作確認を実施することがない場合

以上